

第八十号議案

## 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。  
別表一の項の表備考以外の部分を次のように改める。

一 土地占用料

河川区域 の別		第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種	第七種	第八種	第九種	第十種	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	単位
		一万五千五百七十二円	七千七百八十六円	二万五千九百五十四円	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	三千六百三十三円	五千一円	二千五百円	一千三百六円	三千六百十三円	七百三十三円	三百六十六円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年
		百三万八千百七十三円	三十三万三千四百十二円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	十七万四千二百三十六円	四千六百五十五円	一千二百二十一円	八千三百三十五円	三千六百三十五円	一千三百六円	一千三百六円	一千二百二十一円	三百五十七円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年
		二万五千九百五十四円	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	四万八千八百七十四円	四千六百五十五円	一千二百二十一円	四千三百三十五円	三千六百三十五円	一千三百六円	一千三百六円	一千二百二十一円	三百五十七円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年
		三万八千九百三十一円	一万二千九百七十七円	四千三百三十五円	四千三百五十五円	四万八千八百七十四円	四千六百五十五円	一千二百二十一円	六千五百三十三円	一千八百三十二円	一千二百二十一円	一千三百六円	一千二百二十一円	三百五十七円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年
		八千三百三十五円	一万二千五百二円	四千三百三十五円	四千三百五十五円	四万八千八百七十四円	四千六百五十五円	一千二百二十一円	六千五百三十三円	一千八百三十二円	一千二百二十一円	一千三百六円	一千二百二十一円	三百五十七円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年
		四千三百五十五円	六千五百三十三円	二千百七十七円	二千百七十七円	四千六百五十五円	四千六百五十五円	一千二百二十一円	三千六百三十三円	一千八百三十二円	一千二百二十一円	一千三百六円	一千二百二十一円	三百五十七円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年
		三百五十七円	五百三十五円	百七十八円	三百五十七円	四千六百五十五円	四千六百五十五円	一千二百二十一円	五百三十五円	三百五十七円	三百五十七円	三百五十七円	三百五十七円	三百五十七円	二百七円	一百四円	一平方メー トル一年

別表二の項中「6,477円」を「6,833円」に改め、同表三の項中「二百九十五円」を「三百十八円」に、「四百四十四円」を「四百六十八円」に、「百六十五円」を「百七十九円」に改め、同表四の項中「六百七十七円」を「七百十四円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

#### （提案理由）

占用料等の額を改定する必要がある。